○厚生労働省令第五十九号

労働安全衛生法施行令の一 部を改正する政令(平成三十年政令第百五十六号)の施行に伴い、 及び関係法

令の規定に基づき、 石綿障害予防規則等の 部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令

(石綿障害予防規則の一部改正)

第一 条 石綿 障害予: ,防規則 (平成十七年厚生労働省令第二十一号) の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍
線
部分
は
改正
部
分

	 第		 2 第	目	
三 排気口は、屋外に設けられていること。ただし、石綿の分析の作一・二 (略)	。 については、次に定めるところに適合するものとしなければならない第十六条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置(局所排気装置等の要件)	い。 ことを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならな石綿分析用試料等を製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入るを含む。以下同じ。)、若しくは試験研究のため製造する作業場又は第十五条 事業者は、石綿等を取り扱い(試験研究のため使用する場合(立入禁止措置)	に規定する石綿分析用試料等をいう。 2 この省令において「石綿分析用試料等」とは、令第六条第二十三号第二条 (略)	附則 第八章 (略) 第八章 製造等(第四十六条の二―第四十八条の四) 第八章 製造等(第四十六条の二―第四十八条の四) 目次	改正後
三 排気口は、屋外に設けられていること。一・二 (略)	。については、次に定めるところに適合するものとしなければならない第十六条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置(局所排気装置等の要件)	に表示しなければならない。	(新設) 「「令」という。)第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。下「令」という。)第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。第二条 この省令において「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令(以(定義)	附則 第九章 (略) 第八章の二 石綿作業主任者技能講習(第四十八条の二)第八章 製造許可等(第四十七条・第四十八条) 第一章〜第七章 (略)	改 正 前

んの排出を防止するための措置を講じたときは、 業に労働者を従事させる場合において、 排気口からの石綿等の この限りでない。 粉じ

兀

2 ない。 装置については、 事業者は、 第十二条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気 次に定めるところに適合するものとしなければなら

(略)

業に労働者を従事させる場合において、 んの排出を防止するための措置を講じたときは、 排気口は、 屋外に設けられていること。 排気口からの石綿等の粉じ ただし、 この限りでない。 石綿の分析の作

三 略

(休憩室

第二十八条 ればならない。 させるときは、 め製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事 事業者は、 当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなけ 石綿等を常時取り扱い、 若しくは試験研究のた

2 • 3 (略)

第二十九条 なければならない。 め製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場及び前条第 項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし 事業者は、 石綿等を常時取り扱い、 若しくは試験研究のた

(洗浄設備)

第三十一条 設備を設けなければならない。 るときは、 造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させ 洗眼、 事業者は、 洗身又はうがいの設備、 石綿等を取り扱い、 若しくは試験研究のため製 更衣設備及び洗濯のための

兀

2 装置については、 事業者は、 第十二条第一項の規定により設けるプッシュプル型換気 次に定めるところに適合するものとしなければなら

(略)

排気口は、 屋外に設けられていること。

三 (略)

(休憩室

第二十八条 の場所に休憩室を設けなければならない。 造する作業に労働者を従事させるときは、 事業者は、石綿等を常時取り扱い、 当該作業を行う作業場以外 又は試験研究のため製

2. 3 (略)

第二十九条 除できる構造のものとしなければならない。 造する作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃 事業者は、 石綿等を常時取り扱い、 又は試験研究のため製

(洗浄設備)

第三十一条 事業者は、石綿等を取り扱い、 更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。 る作業に労働者を従事させるときは、 洗眼、洗身又はうがいの設備、 又は試験研究のため製造す

(使用された器具等の付着物の除去)

第三十二条の二 め製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に使用した器具 ときは、 外に持ち出してはならない。 工具、 この限りでない。 足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場 事業者は、 石綿等を取り扱い、 ただし、 廃棄のため、 若しくは試験研究のた 容器等に梱包した

(喫煙等の禁止)

第三十三条 事業者は、 い箇所に表示しなければならない。 し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やす 造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場で労働者が喫煙 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製

2 (略)

第三十四条 造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、 作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない 事業者は、 石綿等を取り扱い、 若しくは試験研究のため製 次の事項

石綿分析用試料等を製造する作業場である旨 石綿等を取り扱い、 若しくは試験研究のため製造する作業場又は

二 〜 四 (略

(作業の記録

第三十五条 作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。 次の事項を記録し、 いて常時作業に従事する労働者について、 又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所にお 事業者は、 これを当該労働者が当該事業場において常時当該 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造 一月を超えない期間ごとに

(使用された器具等の付着物の除去)

第三十二条の二 事業者は、 のため、 去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。 造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除 容器等に梱包したときは、 石綿等を取り扱い、 この限りでない。 又は試験研究のため製 ただし、

(喫煙等の禁止)

第三十三条 事業者は、 旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。 る作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、 石綿等を取り扱い、 又は試験研究のため製造す

2 (略)

第三十四条 る作業場には、次の事項を、 事業者は、石綿等を取り扱い、 作業に従事する労働者が見やすい箇所に 又は試験研究のため製造す

掲示しなければならない。

石綿等を取り扱い、 又は試験研究のため製造する作業場である旨

__ 四 略

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴 働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日 から四十年間保存するものとする。 ついて、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労 い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者に

綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあっては、 した作業の概要及び当該作業に従事した期間 石綿等を取り扱 若しくは試験研究のため製造する作業又は 従事 石

期間 あっては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱 製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した 料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業 した労働者(以下この号において「周辺作業従事者」という。)に の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。)に従事 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試 若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を (前号

兀 (略

(健康診 断の実施

第四 わなければならない。 以内ごとに一回、 労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月 石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。)に常時従事する い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い 事業者は、 定期に、 令第二十二条第一 次の項目について医師による健康診断を行 項第三号の業務 (石綿等の取扱

一 匹 (略)

2 • 3 (略)

(呼吸用保護具)

第四十四条 呼吸用保護具を備えなければならない。 粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な 造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、 事業者は、 石綿等を取り扱い、 若しくは試験研究の 石綿等の ため製

労働者にあっては、 石綿等を取り扱い、 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期 又は試験研究のため製造する作業に従事した

作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間 労働者が従事した石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する 発散する場所における作業 て「周辺作業」という。)に従事した労働者(以下この号において 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを 「周辺作業従事者」という。)にあっては、当該場所において他の (前号の作業を除く。 以下この号におい

兀 略

(健康診断

第四十条 務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、 ける業務に限る。)に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業 目について医師による健康診断を行わなければならない。 い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所にお 事業者は、 令第二十二条第一項第三号の業務 定期に、 (石綿等の取 次の項

〈 四 略

2 • 3

(呼吸用保護具)

第四十四条 康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。 る作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健 事業者は、 石綿等を取り扱 又は試験研究のため製造す

(許可手続) 造するプラントごとに行うものとする。 第四十八条の二 法第五十六条第一項の許可は、石綿分析用試料等を製	でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとすは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの第四十六条の二 令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるもの等)	第八章 製造等	2 (略) (保護具等の管理) (保護具等の管理) (保護具等の管理)
(新設)		(新設)	第八章 製造許可等	2 (略)

第四十八条の三 出しなければならない。造する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提 式第五号の二による申請書を、 法第五十六条第一項の許可を受けようとする者は、 当該許可に係る石綿分析用試料等を製 様

- 2 に対し、 という。 厚生労働大臣は、 様式第五号の三による許可証 を交付するものとする。 法第五十六条第 項の許可をしたときは、 (以下この条において 「許可証 申請者
- 3 厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。 様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して 許可証の交付を受けた者は、 これを滅失し、又は損傷したときは、
- 4 ればならない。 督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、 変更したときは、 許可証の交付を受けた者は、氏名(法人にあっては、その名称)を 様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監 許可証の書替えを受けなけ

(製造許可の基準)

第四十八条の四 第四十八条の規定は、 石綿分析用試料等の製造に関す (新設)

る法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基準について準用する この場合において、 第四十八条第一 二号及び第六号中 一製造し、 又は

使用する」とあるのは、 「製造する」と読み替えるものとする。

第八章の二 (略)

第四十八条の五 (略)

第九章 略

第四十九条 るときは、 者又は石綿分析用試料等を製造する事業者は、事業を廃止しようとす 石綿関係記録等報告書(様式第六号)に次の記録及び石綿 石綿等を取り扱い、 若しくは試験研究のため製造する事業

第八章の二 (略

第四十八条の二 (略)

第九章

略

第四十九条 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する事業者は 、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書(様式第六 号)に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、

一~三 (略)	提出するものとする。	健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に		
一~三(略)		所轄労働基準監督署長に提出するものとする。		

製 造 石 綿 分 析 用 試 料 等 輸 入 届 使 用

様式第3号の2(第46条の2関係)

製造、輸入又は 使用する石綿等の 用 途 及 び 数 量						
製造、輸入又は 使用する期間						
製造、輸入又は 使用する事業場等 の名称及び所在地			電話	()	
製造、輸入又は 使用する事業場等 の代表者の職氏名						
参考事項						

年 月 日

届出者

印

労働基準監督署長 殿

- 1 標題中「製造」、「輸入」及び「使用」のうち該当しない文字は抹消すること。
- 2 「製造、輸入又は使用する石綿等の用途及び数量」の欄のうち、用途は次の区分で記入し、数量は用途別に記入すること。
 - (1) 石綿の分析のための試料の用に供される石綿等
 - (2) 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿等
 - (3) (1)又は(2)の原料又は材料として使用される石綿等
- 3 「製造、輸入又は使用する期間」の欄は、製造又は使用にあっては製造又は使用する期間の始期及び終期を、 輸入にあっては輸入する年月を、それぞれ用途別に記入すること。
- 4 「参考事項」の欄には、石綿等の保管場所、保管方法及び管理責任者並びに石綿等を製造する場合にあっては 当該石綿等の譲渡又は提供の予定及び譲渡又は提供の相手方、石綿等を輸入する場合にあっては輸入事務を代行 する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船(取)卸港名、積載船(機)名及び船荷証券番号又は石綿 等を使用する場合にあっては当該石綿等の入手方法を記入すること。
- 5 製造し、輸入し、又は使用する事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出すること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

製造石綿等輸入許可申請書

						世 用						
石	綿	等	Ø	名	称		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<u> </u>	•		
目					的							
朱正之	生生)。	, はは	: H A	# 月 フ	14	製造	年	月 ~	Ų.	年	月	
輸輸	造若 しく 入	、ほび年		別則又	日	使用	年	月 ~	~	年	月	
붸		4-	•	Л	Н	輸入	年	月				
石	綿	等	\mathcal{O}	数	量							g
製	造又	は使	1 用	の概	要							
従	事	労	働	者	数	製造	:	名	使用			名
製	建 概 家	床	面	積	į							m ²
造設		構		進	į							
備	製造	設	備	の概	要	(密閉式の構	造、ドラ	フトチュ	こンバーのけ	可部に	設置)	
等		HA.	MIII	-> 190	^	別添図面の	とおり					
.,,	使 用	設	備	の概	要	別添図面の	とおり					
保	石綿等	を入	れるタ	容器の棚	既要							
管	石綿	等を何	保管	する場	,所							
保	保	護	前	掛	の							
IVIN	種	類	別	個	数							
護	保	護	手	袋	の							
	種	類	別	個	数							
具	その	他	の保	護具	\mathcal{O}							
	1	類	別	個	数							
試	験 研	究 機		の名	称							
			関の									
試馬	強研 究析	幾関の	代表	長者 職日	名							
参	#	与	事		項							
						•						

年 月 日

住 所

氏 名

印

労働局長 殿

- 1 標題中「製造」、「輸入」及び「使用」のうち該当しない文字は、まっ消すること。
- 2 「建家の概要」の欄は、石綿等を製造し、又は使用する作業場所について記入すること。
- 3 「構造」の欄は、鉄筋コンクリート造り、木造等の別を記入すること。
- 4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)又はプッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添付すること。
- 5 「石綿等を入れる容器の概要」の欄は、容器の材質及びその容量について記入すること。
- 6 「保護前掛の種類別個数」及び「保護手袋の種類別個数」の欄は、当該保護具の材質及びその個数を記入 すること。
- 7 「その他の保護具の種類別個数」の欄は、防じんマスク等の種類別にその個数を記入すること。
- 8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合にあっては、輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船(取)卸港名、積載船(機) 名及び船荷証券番号を記入すること。
- 9 住所は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 10 氏名は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 11 許可申請書は、製造し、又は使用する試験研究機関の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 12 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

石綿分析用試料等製造許可申請書

石	綿	等	の	用	途		
製	造	の		期	間	年 月 ~ 年 月	
従	事	労	働	者	数		名
生産計	石 綿	等の	生	産 計	画	年間を通して生産 特定時期 (月) に生産 生産予定量 (/月)
画等			大大	生産能	力	(/月)
製造	建概家	床	面	積			\mathbf{m}^2
設	の 要	構		造			
備等	製造	設	備(の概	要	(密閉式の構造、ドラフトチェンバーの内部に設置) 別添図面のとおり	
保	石綿等	を入れ	いる客	ア器の棚	要		
管	石綿	等を保	是管 "	する場	所		
保			前 別	掛 個	の 数		
護		"~	手 別	袋 個	の数		
具	その	他の	保 別	護具個	の数		
製	造を	行う	事	業場	等		
の	名	称 及	び	所 在	地		
製 の	造 を 代 ま	行 う 表 者	事 職	業 場 氏	等 名		
参	#	——	事		項		
	年	月	Н				

年 月 日

収 入 印 紙

住 所

氏 名

A

厚生労働大臣 殿

- 1 「石綿等の用途」の欄は、次の区分で記入すること。
- (1) 石綿の分析のための試料の用に供される石綿等
- (2) 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿等
- (3) (1) 又は(2) の原料又は材料として使用される石綿等
- 2 「建家の概要」の欄は、石綿等を製造する作業場所について記入すること。
- 3 「構造」の欄は、鉄筋コンクリート造り、木造等の別を記入すること。
- 4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、プラント並びに主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)又はプッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添付すること。
- 5 「石綿等を入れる容器の概要」の欄は、容器の材質及びその容量について記入すること。
- 6 「保護前掛の種類別個数」及び「保護手袋の種類別個数」の欄は、当該保護具の材質及びその個数を記入 すること。
- 7 「その他の保護具の種類別個数」の欄は、防じんマスク等の種類別にその個数を記入すること。
- 8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名を記入すること。
- 9 住所は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 10 氏名は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 11 許可申請書は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 12 収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- 13 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第5号の3(第48条の3関係)

製造許可番号 第 号

石綿分析用試料等製造許可証

申 請 者 の 住 所	
申請者の氏名	
製造を行う事業場等の所在地	
製造を行う事業場等の名称	

労働安全衛生法第56条第1項の規定により、申請のあった石綿分析用試料等の製造(申請に係るプラントにおける製造に限る。)を許可する。

年 月 日

厚生労働大臣

石 綿 分 析 用 試 料 等 製 造 許 可 証 <mark>再 交 付</mark> 申 請 書

様式5号の4(第48条の3関係)

製 造 許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	
製造を行う事業場等の 所 在 地 及 び 名 称	
再交付又は書替えの理由	

年 月 日

住所

氏名

厚生労働大臣 殿

- 1 住所は、申請者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 氏名は、申請者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 申請書は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

石綿(令第十六条第	物		七条第一項ただし書の規定とより の規定を準用する場合を含む。 第五条若しくは第六条第二項 請負人の労働者にプッシュプル 計算人の労働者にプッシュプル では第六条第二項	(計画の届出等) 第八十六条 (略) 2 (略) 2 (略) については、法第八十八条第一項又は については、法第八十八条第一項又は	
(略)	第三十条に規定する	関 い 粉 条) 1 係 。 。 に 、) 7 ん 二 、 7	頃ただし書の規定こより清負人がプッシュプ準用する場合を含む。) 又は粉じん則第四条光側者にプッシュプル型換気装置を使用させ労働者にプッシュプル型換気装置を使用させステル型換気装置についての措置)	八条第一項の規定による第七の二十五の項の上場一項又は第四十八条の二	改正後
(略)	パーセント) 第三十四条の二に規	則第十一条に規定する基準当該プッシュプル型換気装当該プッシュプル型換気装	より清負人がプッシュプル型換気装置をで、)又は粉じん則第四条若しくは第二十八特化則第三十八条の八においてこれら、法第三十一条第一項の場合において、の地での措置)	する。 でついては、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものと請をした者が行う別表第七の二十五の項の上欄に掲げる機械等の設置不綿則第四十七条第一項又は第四十八条の三第一項の規定による申(略)	
(新設)	物	別表第二(第三十条、第	(新設)	(新設) 第八十六条 (略) 2 (略) (新設)	
設 モニ	物	_	(新設)	新設) (略) (略)	改正前

									別							
			発散抑制の設備	内作業場に設ける	じんが発散する屋	二十五 石綿等の粉	(略)	機械等の種類	別表第七(第八十五条、	(略)	1	キシル=イソシアネ	トリメチルシクロへ	チル―三・五・五―	三一イソシアナトメ	一項第四号イカミノ号の厚生労働省令で定めるものに限る。
二・三 (略)の概要)を製造する業務	用試料等をいう。用試料等をいう。	析用試料等(令第	る業務又は石綿分	研究のため製造す	い、若しくは試験	一 石綿等を取り扱		事項	第八十六条関係)						(略)	清
						一~五 (略)		図面等							(略)	清
									пп							
			発散抑制の設備	内作業場に設ける	じんが発散する屋	二十五 石綿等の粉	(略)	機械等の種類	別表第七(第八十五条、	(略)	 -	キシル=イソシアネ	トリメチルシクロへ	チル―三・五・五―	三―イソシアナトメ	
二・三 (略)			務の概要	のた		一 石		事項	第八十六条関係)						(略)	
						一 気 五.		図面等							(略)	

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第三条 特定化学物質障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十九号) の一部を次の表のように改正する。

(測定及びその記録)

掲げる物を除く。)の空気中における濃度を測定しなければならない別表第三第一号8に掲げる物を除く。)又は第二類物質(別表第一にいう。)第二条第一項に規定する石綿等をいう。以下同じ。)に係る事予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」と第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場(石綿等(石綿障)第

2~4 (略)

(健康診断の実施)

第三十九条 務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一 る物を製造し、又は取り扱う業務を除く。)に常時従事する労働者に の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げ 一条第 わなければならない。 い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等 定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を 別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、 二項に規定する石綿分析用試料等をいう。) 事業者は、令第二十二条第一 項第三号の業務 雇入れ又は当該業 の製造に伴い石綿 (石綿等の取 (石綿則第

(測定及びその記録

物を除く。)の空気中における濃度を測定しなければならない。三第一号8に掲げる物を除く。)又は第二類物質(別表第一に掲げるいう。)第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。)に係るもの及ぎの表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱うものを除くまり、方に規定する石綿等をいう。以下同じ。)に係るもの及第三十六条。事業者は、令第二十一条第七号の作業場(石綿等(石綿障

2~4 (略)

掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。 の後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄における業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びそおける業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱い」又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所に扱い工は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所に健康診断の実施)

2~6 (略)

略

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第四条 作業環境測定法施行規則 (昭和五十年労働省令第二十号) の一部を次の表のように改正する。

_
傍
線
部
分は
は改
完
部
分

										別	
こにおける物を製造し	の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場うじ対員(昭利四十七年労働省全第三十九号) 別妻第一第三十四号	方見川(留口目) ゴミ 分動 針うきごう しみ)同令別表第三第二号3の2に掲げる物若しく	若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又	る石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場	行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六条第二十三号に規定す	一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施	一 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二条第	関係)	第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条	別表 作業場の種類(第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、	改 正 後
	その二に掛ける物を製造し、老しくに耳り扱う 唇戸代美場	ちあと製造し、昭和四十七年労	又は同令別表第三第二号3の2に掲げる物若しくは特定化学物質障	る石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場	行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六条第二十三号に規定す	一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施	一 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二条第	関係)	第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条	別表 作業場の種類(第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、	改正前

(女性労働基準規則の一部改正)

第五条 女性労働基準規則 (昭和六十一年労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

2 (略)	2 (略)
十九~二十四 (略)	十九~二十四 (略)
ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)
	業務
る作業を行う業務	価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う
規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所におけ	定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評
であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の	ス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。)であつて、特
接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。)	又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコーク
る屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に	る屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場
る作業場(石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造す	る作業場(石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造す
(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げ	② ①の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げ
(1) (略)	(1) (略)
イ (略)	イ (略)
れ当該場所において行われる当該各号に定める業務	れ当該場所において行われる当該各号に定める業務
十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞ	十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞ
一~十七 (略)	一~十七 (略)
はならない業務は、次のとおりとする。	はならない業務は、次のとおりとする。
第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせて	第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせて
(危険有害業務の就業制限の範囲等)	(危険有害業務の就業制限の範囲等)
改正前	改正後

(傍線部分は改正部分)

附則

(施行期日)

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

1

(様式に関する経過措置)

2

この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の石綿障害予防規則(次項において

旧石綿則」という。) 様式第四号による申請書は、 同条の規定による改正後の石綿障害予防規則 人様式第

四号による申請書とみなす。

3 この 省令 の施行 の際現に存する旧 石綿則様式第四号による申請書の用紙は、 当分の間、 必要な改定をし

た上、使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

4 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。